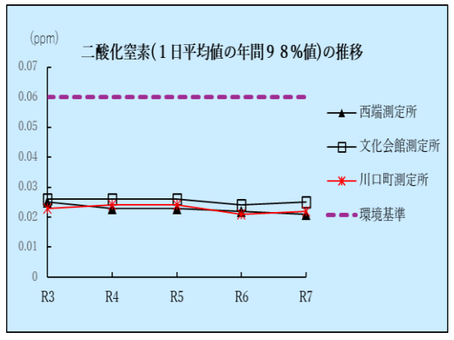
1　大気の状況

市内の大気状況を把握するために大気汚染測定所を設置し、窒素酸化物などの大気汚染物質の連続測定を行っています。また、年２回のダイオキシン類調査も行っています。

測　定　地　点	調査機関	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向・風速	備考
西端大気汚染測定所	碧南市	○	○			○	一般局
碧南市役所 庁舎東駐車場					○		－
碧南市文化会館測定所	愛知県	○	○	○			自動車排出ガス測定局
碧南市川口町測定所		○	○	○		○	一般局

(1) 二酸化窒素の状況

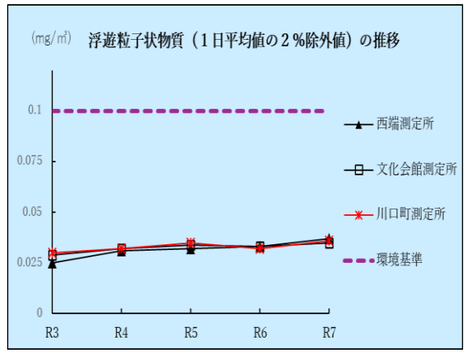
窒素酸化物は、燃料や空気に含まれる窒素が燃焼することで発生します。その発生源は、工場・自動車・家庭生活など多種多様に及びます。窒素酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系統へ悪影響を及ぼしたり、酸性雨の原因となったり、光化学オキシダントの大気汚染にも大きく関与しています。



窒素酸化物の低減対策は、大気汚染防止法による排出規制、自動車排ガス規制の強化等によって実施されています。

本市では、昭和５３年度から自動測定機を用いて測定しており、ほぼ横ばい状態で推移しています。窒素酸化物の一種である二酸化窒素の環境基準の評価は「年間にわたる１日平均値のうち低いほうから９８％目に相当するものが０．０６ｐｐｍ以下であること」とされています。令和７年度はすべての測定局で環境基準の評価を達成しています。

(2) 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）の状況



浮遊粒子状物質は、粒径１０マイクロメートル（１マイクロメートルは１㎜の１／１，０００）以下のものをいいます。土砂の巻き上がり等自然的に発生するもの、工場・事業場で使用する石炭・石油系燃料や廃棄物の燃焼等によるものや、自動車から排出されるものなどがあり対策を困難にしています。浮遊粒子状物質が高濃度の場合には、視界が悪くなるといったことだけでなく、呼吸器に悪影響を及ぼします。

浮遊粒子状物質の低減対策は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙発生施設、粉じん発生施設を対象とした排出規制の強化及び自動車排ガス規制等によって実施されています。

本市では、昭和５２年度から自動測定機を用いて測定しています。測定開始時から環境基準を満たさない状態が続いていましたが、両測定局ともに平成１１年度以降は基準を満たしています。

環境基準は「１時間値の１日平均値が０．１０ｍｇ／ｍ^3以下であり、かつ、１時間値が０．２０㎎／ｍ^3以下であること」とされています。また、評価方法は測定日１日の結果を環境基準に照らし合わせた短期的評価と年間にわたる調査結果を基準と照らし合わせた長期的評価があり、それぞれに基づいて評価をします。令和７年度は、環境基準を満たしています。

(3) 光化学オキシダントの状況

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物（ＶＯＣ）が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生し、高濃度になると白くモヤがかかった光化学スモッグと呼ばれる状態になることがあります。

光化学スモッグは、４月から１０月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、「目がチカチカする」、「涙が出る」、「のどが痛い」、「息苦しくなる」といった症状が出る可能性があります。

本市では、西三河区域で光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大警報が発令された場合、ただちに「碧南市ＬＩＮＥ公式アカウント」で皆さまに注意喚起をしています。発令時は屋外での運動は避け、なるべく外出しないようにしてください。

なお、愛知県内においてこれまで警報・重大警報が発令されたことはありません。

（単位：件）

項　　目	年度				
	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
光化学スモッグ予報・注意報の発令件数	０	０	３	２	１

(4) 大気中ダイオキシン類の状況

ダイオキシン類は、物の燃焼等の過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性・発がん性・生殖毒性・免疫毒性など多岐にわたっています。

本市では、平成１０年度から大気中のダイオキシン類の調査を行っています。環境基準は「年平均値が０．６ｐｇ－ＴＥＱ／m^3以下であること」とされています。令和７年度は、環境基準を満たしています。

（単位：ｐｇ－ＴＥＱ／m^3）

測定地点	調査機関	年度				
		Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
碧南市役所 庁舎東駐車場	碧南市	０．０２３	０．０２３	０．０２０	０．０２７	０．０６０

２　水質の状況

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康に被害を生じるおそれのあるカドミウム等の汚染物質を健康項目、生物の生活環境へ影響を与えるＢＯＤ等の指標を生活項目と分類しています。健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では環境基準を超える数値が測定されています。衣浦港及び油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく、滞留しやすい閉鎖性水域です。窒素・リン等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態が進行し、水質が悪化しやすい特性が原因と思われます。

(1) 健康項目

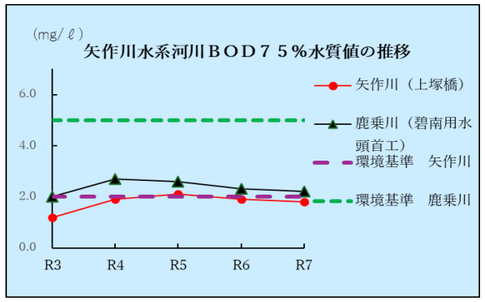
健康項目である８項目（シアン、六価クロム、鉛、カドミウム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ）について、９調査地点で年２回調査した結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

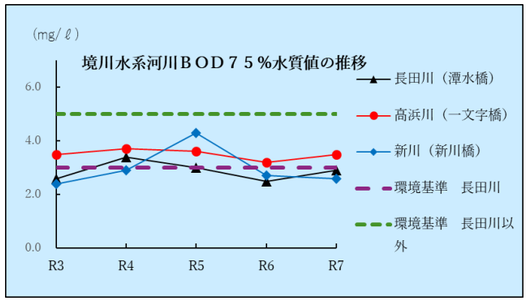
(2) 生活項目

ア　河川

市内の主な調査河川は、矢作川水域（矢作川・鹿乗川）と境川水域（長田川・新川・高浜川）に大別されます。河川はＢＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁状況を判断します。

令和７年度はすべての河川で環境基準を満たすことができました。

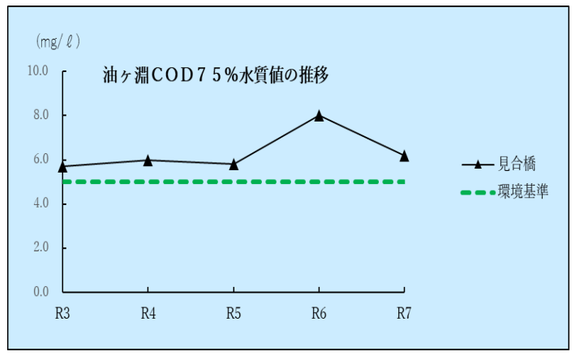




イ　湖沼

湖沼は、ＣＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁状況を判断します。

油ヶ淵では見合橋で測定しています。令和７年度は６．２ｍｇ／ℓで、環境基準は５ｍｇ／ℓ以下とされています。令和７年度も基準を満たしていませんでした。

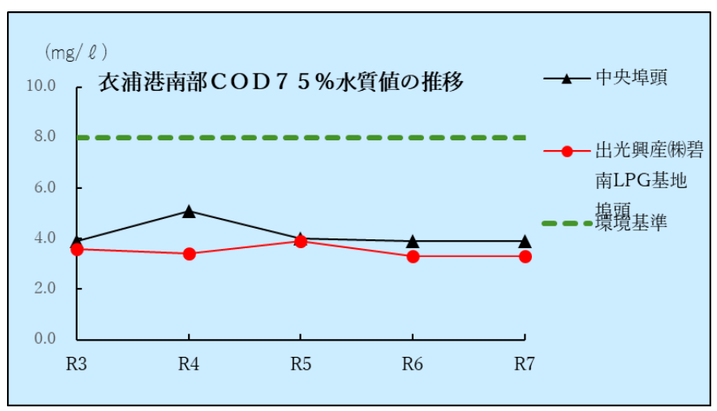




ウ　海域

海域は、湖沼同様ＣＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁状況を判断します。

衣浦港内では２地点で測定を実施しています。令和７年度も環境基準を満たしていました。



3　騒音の状況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場の操業、建設作業、交通、飲食店の営業、家庭生活等、多種多様です。感覚的・心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の１つとなっており、毎年苦情原因の上位を占めています。

令和７年度は、市内における騒音把握のため環境騒音８地点、自動車騒音４地点の調査を実施しました。調査結果は、ほとんどが基準に適合していました。

(1) 環境騒音

２４時間調査を行い、昼間及び夜間の騒音の評価をしました。調査地点は一般地域の環境基準に係る地域の類型及びその面積・人口を勘案し、以下の８地点としています。調査結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していました。

類型 -No.	用途地域	調査地点名	所在地	環境基準		平均等価騒音レベル 年度 R3	R4	R5	R6	R7
Ａ－１	第一種低層住居専用地域	碧南市哲学たいけん村無我苑	坂口町２－３	昼間	５５	４２	４２	４３	５１	４８
				夜間	４５	３２	３５	３６	４１	３９
Ａ－２	第一種中高層住居専用地域	下山公園	入船町１－６０	昼間	５５	５２	４６	４７	４７	４９
				夜間	４５	４０	３９	３８	３９	４２
Ｂ－１	第一種住居地域	碧南市上水道第２配水場	二本木町４－３７	昼間	５５	４５	４６	４６	４７	５３
				夜間	４５	４１	４０	４０	３７	４４
Ｂ－２	第一種住居地域	碧南市西端公民館	半崎町３－６０	昼間	５５	４６	４８	５１	４８	５１
				夜間	４５	３５	３８	３７	４０	４２
Ｂ－３	市街化調整区域	碧南市前浜集落ｾﾝﾀｰ	前浜町１－８０	昼間	５５	４９	４７	４６	４４	４６
				夜間	４５	３８	３８	４０	４４	３９
Ｃ－１	準工業地域	若宮公園	若宮町７－１９	昼間	６０	５２	４８	５１	４９	４９
				夜間	５０	４６	４１	４０	４５	５０
Ｃ－２	準工業地域	踏分公園	踏分町１－１０１－１	昼間	６０	５１	５１	４８	５０	４８
				夜間	５０	４４	４３	４３	４０	３９
Ｃ－３	近隣商業地域	碧南市役所庁舎西	松本町２８	昼間	６０	５３	５１	５１	５１	５３
				夜間	５０	４５	４２	４２	４１	４４

(2) 自動車騒音

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。自動車騒音常時監視地域は、幹線交通を担う道路の道路端から両側５０メートルの範囲内の住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）です。

令和７年度の本市の自動車騒音常時監視調査は、騒音の実測を国道２４７号、県道米津碧南線、県道道場山安城線の沿線の１７地点で行いました。過年度調査結果を含めた評価区間内の全戸数３，３９８戸中昼夜ともに環境基準値以下は３，３６９戸でした。

なお、要請限度調査結果は、４地点とも基準を超過していませんでした。

項目			年度 R３	R４	R５	R６	R７
評価区間延長		Ｋｍ	２５．５	２５．５	２５．８	２５．８	２６．９
評価区間数		区間	１５	１５	１６	１６	１７
住居等戸数		戸	３，０８６	３，０８２	３，２７０	３，４５２	３,３９８
評価結果	昼夜とも基準値以下	%	９９．２	９９．０	９８．９	９９．２	９９．１
	昼のみ基準値以下		０．２	０．０	０．２	０．１	０．２
	夜のみ基準値以下		０．２	０．０	０．０	０．０	０．０
	昼夜とも基準値超過		０．５	０．９	０．９	０．７	０．７

4　公害苦情件数

公害苦情は、工場や事業所等製造業に起因するものが多くありますが、日常生活に伴って生じるものなども増えてきており、複雑多岐に渡っています。

令和７年度に受け付けた公害苦情は５４件で、住居系地域及び準工業地域で大気汚染、騒音の苦情が占めています。公害苦情の解決のためには、事業者等の公害防止意識の向上はもちろんのこと、日常生活に伴って生じる苦情については、法規制とは別に、良好な隣人関係の確立、各自のモラルの向上が望まれます。

公害の種類	年度										合計
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
大　気	22	32	30	25	14	24	23	18	20	21	229
水　質	9	8	10	7	3	5	4	2	2	7	57
騒　音	21	16	15	17	16	25	17	14	18	19	178
振　動	2	1	2	2	0	1	0	0	2	1	11
悪　臭	19	14	7	5	12	8	9	13	3	4	94
土　壌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	24	12	3	3	4	3	4	5	3	2	63
合　計	97	83	67	59	49	66	57	52	48	54	632

5　碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策）

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まったことにより、地球温暖化が徐々に進行しています。

本市では、平成２３年３月に策定した本計画を平成２９年３月に改定し、推進してまいりましたが、社会情勢の変化と新たな視点を踏まえ、令和３年３月に計画の改定を行いました。また、令和５年２月に温室効果ガス排出量の削減目標と削減量の見直しを行いました。この内容に基づき、新たな地球温暖化対策に取り組んでまいります。

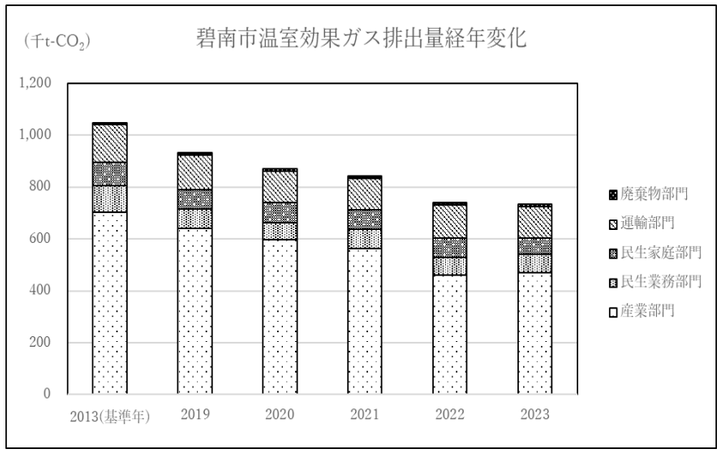
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
令和１２年度	基準年度（平成２５年度）比４６％削減

(2) 温室効果ガス排出量の現況

本市における温室効果ガスの排出量は、最新の集計結果である令和５年度では７３４千 t-ＣＯ２となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成２５年度の排出量１，０４９千 t-ＣＯ２と比較しますと、３１５千 t-ＣＯ２（３０．０％）減っています。



(3) 地球温暖化防止に向けた基本施策

地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量を削減する取り組みとして、基本施策に基づき事業を実施しました。

ア　碧南市スマートハウス設備設置費補助事業

この補助金は、再生可能エネルギーの利用を支援し、環境保全に対する意識の高揚、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

(ｱ) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合）	一律	３２万円
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車充給電設備を同時設置する場合）	一律	２２万円
住宅用燃料電池システム	一律	１０万円
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	一律	１５万円
住宅用次世代自動車充給電設備	一律	５万円
住宅用エネルギー管理システム	一律	１万円

(ｲ) 補助実績

補助対象設備	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合）	４２	３９	４５	４２	４２
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車充給電設備を同時設置する場合）	２	１	０	０	１
住宅用燃料電池システム	７	８	９	６	７
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	７４	８０	８２	９０	６７
住宅用次世代自動車充給電設備	２	３	２	１	１
住宅用エネルギー管理システム	２８	２１	３６	２９	２３
補助件数合計	１５５	１５２	１７４	１６８	１４１
補助金額合計（千円）	20，260	19，910	21，710	27，880	24，690

イ　次世代自動車購入費補助金

この補助金は、自動車による温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的としています。

(ｱ) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
電気自動車	一律	（事業用）２０万円 （個人用）　５万円
燃料電池自動車	一律	（事業用）３０万円 （個人用）４０万円
プラグインハイブリッド自動車	一律	（事業用）１０万円 （個人用）１０万円

(ｲ) 補助実績

補助対象設備	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
電気自動車（事業用）	９	７	５	１
電気自動車（個人用）	２６	２４	１６	１８
燃料電池自動車（事業用）	１	０	０	０
燃料電池自動車（個人用）	０	０	０	０
ハイブリッド自動車（ユニバーサルデザインタクシーに限る）	－	－	－	－
プラグインハイブリッド自動車（事業用）	３	１６	７	１０
プラグインハイブリッド自動車（個人用）	１６	１９	１８	１９
補助台数合計	５５	６６	４６	４８
補助金額合計（千円）	５３００	６１００	４３００	４０００

ウ　民間住宅省エネ改修事業費補助金

この補助金は、民間の既存住宅の省エネルギー化を図る改修に要する費用の一部を補助することにより、カーボンニュートラルの実現に向けた住宅の省エネ化を推進することを目的としています。

(ｱ) 補助対象設備と補助金の額

市内に存在する民間の既存戸建住宅及び共同住宅等の省エネ改修費用に対し、補助を行っています。

(ｲ) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
全体改修（改修後の住宅全体が ZEH 水準に相当するもの）	対象工事費の４／５	上限７０万円
部分改修（開口部又は躯体の断熱化を含む工事で ZEH 水準の仕様基準に適合するもの）		

(ｳ) 補助実績　（単位：件）

補助対象設備	Ｒ７
全体改修（改修後の住宅全体が ZEH 水準に相当するもの）	０
部分改修（開口部又は躯体の断熱化を含む工事で ZEH 水準の仕様基準に適合するもの）	４０
補助対象工事数合計	４０
補助金額合計（千円）	１８，０４５

エ　碧南市カーボンニュートラル推進支援補助金

この補助金は、市内中小企業者におけるカーボンニュートラル推進を支援し、持続的な成長及び地域経済の健全な発展に資することを目的としています。

(ｱ) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
省エネ・再エネ設備の導入に係る事業	３分の１	上限１５０万円
省エネ診断・ＣＯ２削減計画の策定事業	４分の３	上限２０万円

(ｲ) 補助実績

補助対象設備	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
省エネ診断(市独自)	－	５	１５	９
省エネ診断(上乗せ)	－	１	０	０
省エネ設備導入(市独自)	－	１４	２８	３４
省エネ設備導入(上乗せ)	－	４	１	１
補助対象件数	－	２４	４４	４４
補助金額合計（千円）	－	１７，２５３	２９，９２３	３３，２５６

６　碧南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条において、地方公共団体は市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた計画を策定しなければならないと定められています。碧南市は、平成１２年１月から「碧南市役所環境保全率先行動計画（通称「碧のエコプラン（以下「エコプラン」という。）を策定し、市役所全体としての温室効果ガス削減行動を率先して実践しています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
令和１２年度	基準年度（平成２５年度）比４６％削減

(1) 温室効果ガス排出量の推移　（単位：ｔ－ＣＯ２）

	平成25年度（基準年度）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和12年度（削減目標）
ＣＯ2 排出量	13,510	12,490	11,980	11,857	11,128	6,891
前年比	－	5.3%増	4.1%減	1.0%減	6.2%減	－
基準年比	－	7.5%減	11.3%減	12.2%減	17.6%減	－
進捗率	－	15%	22%	27%	38%	－

(2) 削減に向けた具体的な取組

ア　照明設備のＬＥＤ化

市役所の施設や街路灯をＬＥＤ化することで、電気使用量の削減を図っています。

公共施設のＬＥＤ化の進捗状況（施設数ベース）　（令和８年３月３１日現在）

照明のある施設数	ＬＥＤ化完了施設数	ＬＥＤ化率
２１１	５１	２４．２％

公共施設のＬＥＤ化の進捗状況（照明数ベース）　（令和８年３月３１日現在）

照明数	ＬＥＤ化完了照明数	ＬＥＤ化率
４５，０４５	２５，５１６	５６．６％

イ　庁用車の次世代自動車への転換

市長車、議長車をミライに変更するなど、積極的に電気自動車、ハイブリッド自動車への変更を進めています。

市役所庁用車の次世代自動車※１への更新状況

平成２５年度 自動車数※２	更新率	令和７年度 自動車数※２	更新率
０／１６０	０％	２５／１５３	１６．３％

※１　次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車及ハイブリッド自動車）

※２　自動車数（次世代自動車数/全自動車数）